

広島県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

安芸津停車場線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東広島市安芸津町三津字安永築地四二一六番二地先から 東広島市安芸津町三津字西之原四二四六番二八地先まで	旧	一五・一〇 三四・八〇	九二・四〇	
東広島市安芸津町三津字西之原四二四七番一 地先から 東広島市安芸津町三津字西之原四二四六番二 八地先まで	新	一五・一〇 一五・八〇	五〇・〇〇	路線短縮 不用物件延長 四八・六〇 メートル